

監査請求の聴取に対する意見

2015年2月16日の提出いたしました私の監査請求を正式に受理いただきましたことをまずお礼申し上げます。そして手続きの一つではありますが、本日聴取の機会を設け、意見の陳述をさせていただき感謝いたします。

私は、今回の監査請求を次の2点を中心に行いました。

第1点は、「福岡サンニックスブルース」（ラグビーチーム名）が名称を「宗像サンニックスブルース」に変更したことに対する経費として1千万円の負担金を宗像市が支出したことに対する問題です。

第2点は、「宗像サンニックスブルース」も応援団を組織し谷井博美市長が会長になっています。その応援団の事務局を市の文化・スポーツ推進課内に置いています。

2015年1月7日に情報公開条例による請求で資料を得ました。その資料によりますと、宗像市と福岡サンニックスブルースは2005年に連携協定を結んでいます。その協定に基づき市のPRや市民のスポーツ活動の振興、青少年の健全育成について協力関係を築いてきたといっています。

そして平成26年度には福岡サンニックスブルーがジャパンラグビートップリーグに昇格し、東京都秩父宮ラグビー場をはじめ全国10会場で年に14試合（予定）を行うとしています。

一方では、「宗像市は知名度の向上や都市ブランドの構築等を政策的に進める本市は、同チームの活動に着目し、メディアへの露出等を通じた市のPR活動に取り組むことで検討を進め、地域に根差した市民球団を目指すブルースと思惑が一致したため、チーム名称の冠を「福岡」から「宗像」に変更することを決めました。名称変更に伴い発生する費用の一部を市が負担することで協議を進め、ブルースが活動を通じて市の知名度を向上しうる部分として、「選手が試合時に身につけるジャージ等の作成費用を負担する」というものです。

宗像市には多くのスポーツチームが存在し、時には全国的な大会に出場し好成績を上げた種目もあります。また、全国的な出場ではなくても30年以上の長い間青少年の育成等でスポーツを行った市民がおられます。例えば少年野球、少年サッカーなどでもその一部です。市民によるこれらの活動はほとんどがボランティアによる活動で行われています。この活動に多くの青少年が育てられ人として育つことに大きな役割を果たしてきました。市がこれらの活動を充分に総括し、さらに従事した支援を行えば宗像市の地名度はもちろん青少年の健全な育成はさらに進むでしょう。

こうした活動の支援に比べてサンニックスブルースの支援は1千万円という多

額のもので、その支出根拠は名称変更に伴うウェア関連が主たる経費になっています。

これは、地方自治法第一条の「・・・地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」にだいて今回の負担金としての支出が地方自治法第242条に該当する不当支出であると考えます。

また、支出項目を負担金としていますが、負担金とは、「地方団体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、自治体が特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費相当額や実費相当額を継続性の有無に関わらず負担する任意的な支出であると考えます。この観点で考えると今回の1千万円は金額的にも多額であり支出項目にも問題があり地方自治法第242条に示されているように不当支出に該当すると考えます。

また、率直に申し上げまして「宗像サニックスブルース」はわずか1年でトップリーグから降格になりました。降格はスポーツの世界ではよくあることでありそのことを責めることは出来ないと考えます。ただそのようなことは事前に予測できることであります。

名称の変更が宗像市の知名度の向上に役立つと断定し多額の負担金を支出したが、格下げにより広告塔としての出番ははるかに少なくなることは否めない事実です。このような問題が発生することを考えると当初の目的に齟齬が生じます。従って、市民の公金を支出することは地方自治法第242条に示された不当支出に該当するのではないのでしょうか。

さらに市役所内部の問題としてこの負担金の問題が市役所の重要な意思決定になっている庁議に諮られていながら書類の事績がありませんと情報公開時に話されています。多額の税金を民間団体に負担金として支払う問題について内部の最高機関にも諮らないという現状の状況は、市長に最大の決定する権限があることは明確ですが、自治体としての本来の任務からして課題が大きいと考えます。

次に2点目の問題です。

「宗像サニックスブルース」には情報公開によって得た資料によれば「応援団」が組織され市長が会長になっています。そのことはとやかくいわれることはありませんが、その応援団を市役所の文化・スポーツ推進課に設置し、市の公務中に市職員が応援団の事務的な仕事等を行うことになるが、これは、地方公務員法第30条の「職務の根本基準」に反する行為であると考えます。

「応援団」はあくまでも民間団体であり、たとえ相手と連携協定があっても地

